

⇩ 申告書閲覧サービス

Q : 個人情報保護の観点から、税務署での申告書の閲覧が厳しくなったとか。どのようなになったのですか？

A : 申告書の作成に必要な場合等に限定され、閲覧申請者の範囲も限定されました。

【解説】

個人情報の保護に関する法律の施行に伴い、税務署における申告書の閲覧が、次のように取扱われることとなりました。

1. 閲覧対象となる文書

所得税申告書、法人税申告書、消費税及び地方消費税申告書、相続税申告書、贈与税申告書、酒税納税申告書、間接諸税申告書、納税者がこれらの申告書に添付して提出した書類及び申請書、届出書、請求書、報告書等

2. 閲覧申請者の範囲

申告書の閲覧ができるのは、納税者本人又はその代理人ですが、つぎの場合には、次の者も対象となります。

- ① 法人が作成した申告書を閲覧する場合
法人の代表者
- ② 納税者が申告書を提出する前に亡くなった場合で、相続人が提出した申告書等又は亡くなった者が生前に提出した申告書等を閲覧する場合
相続人
代理人の範囲は、次のとおりです。
 - ・ 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
 - ・ 配偶者及び4親等以内の親族
 - ・ 納税管理人 ・ 法人の役員又は従業員
 - ・ 税理士、弁護士、行政書士

